

令和6年度第6回福岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会（令和6年11月7日（木））

報告事項：福岡県子どもへの虐待を防止し権利を擁護する条例第21条に基づく年次報告

こども福祉課：（報告事項の説明）

安部会長： 児童相談所の第三者評価は3年に1回受けることが義務付けられているのか。

こども福祉課： 一時保護所は3年に1回が義務。児童相談所の事務所の方は義務ではないが一時保護所に合わせて実施している。

安部会長： 第三者評価を実施することで質は上がっているか。

こども福祉課： 一番は一時保護所が変わった。入所しているこども一人一人に合った支援を検討する観察会議を実施するよう第三者評価で意見を頂いたため、実施するようになった。

安部会長： 第三者評価は評価をすることが目的ではなく、評価を活かして各児童相談所がどう取り組むかが課題。第三者評価が（新たな取組の）きっかけになれば良い。

熊本委員： 今回の件数は、相談があり、それに対して対応した件数ということか。相談がなければ実態として把握できない部分はまだあるということか。

こども福祉課： 委員がおっしゃるとおり相談があった件数。毎年増加しているということは潜在的なものはあると推測される。

安部会長： 早期発見というよりは、虐待の未然防止という取組みを充実させないといけないと思う。そのためには、どちらかというとし町村のサービスを増やす必要があり県として虐待の未然防止に何か取組むということは難しいかもしれない。

こども福祉課： こども家庭センターの設置はできたが機能面の充実はこれから。今年度はこども家庭センターの管理者向け、保健師向けという形で研修をさせてもらった。今後はその研修の中で取組みの充実をお願いしていく。

安部会長： 児童家庭支援センターは今後増やす予定があるのか。

こども福祉課： 増やしていく予定があるとまでは言えないが、必要性は認識している。

安部会長： 熊本県は児童家庭支援センターが要対協に入っている。児童家庭支援センターは軽いケースを市町村と、重いケースは児相と情報共有をしている。児相が指導委託を十数件している。児童家庭支援センターは児相の代わりに家庭訪問をする。市町村が訪問する際は同行するなどしている。児童家庭支援センターを活用することで市町村の対応力も上がり、親子への支援も手厚くなるため、児童家庭支援センターを増やし積極的に活用すれば良い。

早期発見早期対応に力を入れるより、児童家庭支援センターを活用して虐待の未然防止をしていかないと虐待は減らない。

こども福祉課： 昨年、熊本県の施設に視察に行った。また、指導委託の試験的な導入を検討している。指導委託も含め、児童家庭支援センターの活用について考えているところである。

安 部 会 長 : 福岡市は今度4か所目ができるのか。

松崎副会長 : そのとおり。指導委託は福岡市はしていない。児童家庭支援センターが同行訪問はするが指導委託は受けていない。指導委託はこども家庭センター、いわゆる区にしている。

安 部 会 長 : 他に質問等ないか。

各 委 員 : はい。